

# 青森県報

第三百十六号

令和三年  
六月二日  
(水曜日)

## 目次

○介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………	(高	一
○右 同……………	保	一
○右 同……………	險	一
○右 同……………	課	一
○介護保険法による指定居宅サービス事業者の居宅サービス		
事業の廃止の届出……………	(同	二
○右 同……………	同	二
○介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………	(同	二
○右 同……………	同	二
○障害福祉サービス事業者の指定……………	(障	三
○右 同……………	害	三
○身体障害者福祉法による医師の指定……………	(同	三
○地籍調査事業計画……………	同	三
○洪水浸水想定区域等の公表……………	(農	四
○水防警報を行う河川の指定……………	村	四
○証紙売りさばき人の指定……………	整	四
	備	四
	課	四
	(河	四
	川	四
	砂	四
	防	四
	課	四
	(同	四
	同	四
	(会	四
	計	四
	管	四
	理	四
	課	四
	(農	五
	村	五
	整	五
	備	五
	課	五
	(県	五
	民	五
	生	五
	活	五
	(文	五
	化	五
	課	五
	(農	五
	村	五
	整	五
	備	五
	課	五

## 公 告

## 出先機関

○土地改良区の役員の就任……………(上北地域) 五

## 告 示

### 青森県告示第百九十九号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次  
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に  
より公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 社会福祉法 人印光会	氏名称又は 主たる事務所の 所在地又は住所 つがる市森田町 大館勝山一四二 の三	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を行う 事業所 名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
		訪問介護	明光園訪問 介護事業所	令和 三・六・一

### 青森県告示第百号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項本文の規定により、次  
のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に  
より公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名称又は 指定居宅サー ビス事業者	主たる事務所の 所在地又は住所	居宅サー ビスの種 類	居宅サー ビス事業を行う 事業所 名 称 所 在 地	指 定 年 月 日
--------------------------	--------------------	-------------------	-------------------------------------	--------------

社会福祉法人誠風会	弘前市大字清野袋字岡部四三三
訪問リハビリテーション	弘前市大字清野袋字岡部四三三
訪問リハビリテーション	弘前市大字清野袋字岡部四三三
令和三年六月一日	

青森県告示第四百一号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定期日
	有限会社南黒地域交通	南津軽郡藤崎町大字常盤字四西田一〇一の	訪問介護	有限会社南黒地域交通介護事業ラフサポーターくらた	令和三年六月一日
				黒石市大字内町六一の九	

青森県告示第四百二号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う所	指定期日

有限会社ポールハールト	平川市柏木町東田四四の六
訪問看護	訪問看護ステーションかふく
弘前市大字清水三丁目一の一五	
令和三年六月一日	

青森県告示第四百三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次の指定居宅サービス事業者から居宅サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第七十八条第二号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う事業所	廃止の届出年月日	廃止年月日
	三和工業株式会社	弘前市大字小沢六字大開四五の五	訪問介護	サンワ訪問ステーション	令和三年四月二七	令和三年四月三〇
				弘前市大字清水三丁目一の一五		

青森県告示第四百四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所	指定期日

社会福祉法人 誠風会	弘前市大字清野の袋字岡部四三三	介護予防訪問リハビリテーション	訪問リハビリテーション ショウ	弘前市大字清野の袋字岡部四三三	令和 三・六・一
------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-------------

青森県告示第四百五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十五条の十第一号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名 株式会社 ポールハールト	主たる事務所の所在地又は住所 平川市柏木町東田四四の六	介護予防サービスの種類 訪問看護	介護予防サービス事業を行う事業所 名称 訪問看護ステーションかふく	所在地 弘前市大字清水三丁目一の一五	指定年月日 令和 三・六・一
---------------	---------------------------	--------------------------------	---------------------	---	-----------------------	----------------------

青森県告示第四百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称 指定障害福祉サービス事業者	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスの種類	障害福祉サービスを行う事業所 名称 所在地	指定年月日
---------------	---------------------	------------	-------------	-----------------------------	-------

合同会社 再び	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の三三三	就労継続支援B型	就労継続支援B型事業所 R E P L	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町の三三三	令和 三・六・一
---------	-------------------	----------	---------------------	-------------------	-------------

青森県告示第四百七号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス事業者	名称 株式会社南黒地域交通	主たる事務所の所在地 南津軽郡藤崎町大字常盤字四西田一〇一の一	障害福祉サービスの種類 居宅介護	障害福祉サービスを行う事業所 名称 所在地 株式会社南黒地域交通 介護事業ライフサポート 黒石市大字内町六一の九	指定年月日 令和 三・六・一
---------------	------------------	------------------------------------	---------------------	---	----------------------

青森県告示第四百八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により次のとおり医師を指定したので、青森県身体障害者福祉法施行細則（昭和六十二年三月青森県規則第二十六号）第五条の規定により告示する。



令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

氏名	勤務する病院等	診療科目	指定期
	名 称		
飯野 勢	弘前大学医学部附属病院	消化器血液膠原病内科(肝臓機能障害)	令和三年六月一日
	弘前市大字本町五三		

青森県告示第四百九号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、令和三年度地籍調査事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間
青森市	大字新城字山田の一部	令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで
弘前市	大字向外瀬一丁目、大字向外瀬二丁目、大字向外瀬三丁目、大字向外瀬四丁目、大字向外瀬五丁目、大字向外瀬字岩木	
八戸市	大字十日市字押口、字上赤坂、字小山、字留流	
五所川原市	松島町の一部	
むつ市	大字田名部字二又の一部、字源田畑の一部、字矢立山の一部、字立山の一部	

青森県告示第四百十号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十四条第一項の規定により、次の河川

について洪水浸水想定区域を指定し、水防法施行規則(平成十二年建設省令第四十四号)第二条各号に掲げる事項を定めたので、同法第十四条第三項の規定により公表する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び東青地域県民局地域整備部に備え置いて閲覧に供する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

小湊川水系盛田川

青森県告示第四百十一号

水防法(昭和二十四年法律第九十三号)第十六条第一項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定したので、同条第四項の規定により公示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

小湊川水系

名称	区 間	
	上流端	下流端
盛田川	長橋川合流点	小湊川合流点

青森県告示第四百十二号

青森県収入証紙の売りさばき人を次のとおり指定したので、青森県証紙条例(昭和三十一年四月青森県条例第十号)第六条第二項の規定により告示する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 売りさばき人の住所及び氏名  
青森市妙見一丁目三の五  
館山 春子
- 二 売りさばき場所  
青森市妙見一丁目三の五
- 三 指定年月日  
令和三年五月二十五日

## 公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあった年月日  
令和三年五月二十四日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人あおもりIT活用サポートセンター
- 三 代表者の氏名  
大浦 雅勝
- 四 主たる事務所の所在地  
青森県弘前市大字百石町三八の一
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、青森県内で暮らす人や企業に対してIT・Webの利活用（リテラシー）の啓蒙すること、及びIT・Webの教育を行う事業を行い、IT・Webによる人々の豊かな暮らしや企業の経営活動に寄与することを目的とする。

## 県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、沢田地区の県営土地改良事業（ため池等整備事業（用排水施設整備））計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

なお、この土地改良事業計画については、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対して審査請求をすることができる。

このほか、この土地改良事業計画が定められたことを知った日の翌日から起算して六月以内に、県を被告として（知事が被告の代表者となる。）、その取消しの訴えを提起することができる。ただし、縦覧の期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に審査請求を行った場合には、土地改良事業計画の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六月以内に提起しなければならないこととされている。

令和三年六月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
令和三年六月三日から同月三十日まで
- 三 縦覧の場所  
十和田市役所

## 出 先 機 関

### 土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、下砂土路土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和三年六月二日

上北地域県民局長 石 橋 豊

区役員の別	氏 名	住 所	就任の年月日
監 事	小笠原 勝彦	の上北郡東北町大字大浦字中久根下五五	令和 三・五・六

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青 森 県 号

(印刷所・販売人)  
青森市第二問屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価 小口一枚二付十五円